

# 豊橋市立大村小学校 P T A 細則（案）

## 第 1 章 役員を選出と会計監査

- 第 1 条 役員は学年委員内の互選により決定する。役員任期は当該年度の総会から次年度の総会までとする。再任された場合には、引き続き 1 年間は留任することができる。1 年以上の離任期間があれば、3 年間は役員を務めることができる。教職員の役員任期はこの限りではない。原則、会長と女性部長は 4 年生以上の学年委員から選出する。
- 第 2 条 会長に欠員が生じた場合は、副会長が昇格し、任期は前任者の残任期間とする。
- 第 3 条 女性部長に欠員が生じた場合は、副女性部長が昇格し、任期は前任者の残任期間とする。
- 第 4 条 会長・女性部長以外に欠員が生じた場合は、役員会内の委員でこれを補充し、任期は前任者の残任期間とする。
- 第 5 条 会計監査は、前年度の会長、女性部長が務める。再任された場合は、その前年にさかのぼる。
- 第 6 条 役員、会計監査は総会の承認を得て就任する。

## 第 2 章 委員の選出

- 第 7 条 学年委員は、学年の会員の中より 2 世帯を選出する。学年委員は、役員、文化部、体育部、生活厚生部及び学年部に所属する。各部の部長・副部長の選出、各部への所属は役員会で決定する。

選出方法は、下記の要領で行う。

- ①時期・場所 1 (時期) 1 1 月の学校公開日 (学年委員選出)  
(場所) 各学級  
(司会) 学年委員
- 2 学校公開日が開催できないときには、紙面によって立候補者を募る。
- ②選出除外世帯 原則、過去にその学年の学年委員を務めた世帯  
子ども会委員の世帯
- ③開票方法 ア 立候補者を募る。  
イ 立候補者が定員に満たない場合は、予め回収した学年委員投票用紙を開票し、得票数の多い世帯に依頼する。その場合、特別な事情で (幼い子、寝たきりの方がいる等) 断ることができるが、その場の会員の意向で決定する。  
ウ 欠席された世帯が選出された場合は、学年委員

に連絡を依頼し決定する。(原則、欠席して選出された場合は、事後承諾)

第 8 条 学年委員の任期は当該年度の総会から次年度の総会までとする。ただし、再任は妨げない。

### 第 3 章 会費

第 9 条 本会の会費は次のとおりとする。特別な場合は、役員承認を得て減免することができる。

- (1) 1世帯 年額3,000円とする。
- (3) 会費は2期に分けて徴収する。

### 第 4 章 個人情報の取り扱い

第 10 条 本会は、本会の運営において取得する個人情報を、本会の加入及び会の維持管理に必要な範囲で適切に扱うこととする。

- (1) 個人情報の保護に関する法令等を遵守して保有する個人情報を適正に取り扱う。
- (2) 個人情報の収集には、あらかじめその収集目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲で利用する。
- (3) 収集した個人情報は厳重に管理し、次の場合を除いてむやみに外部に提供しない。
  - ① あらかじめ本人の同意がある場合。
  - ② 法令に基づく場合。
  - ③ 人の生命、身体の保護のために必要であって、本人（児童にあつては保護者）の同意を得ることが困難な場合。
  - ④ 利用目的の達成に必要な範囲において、業務を委託する場合。
- (4) 保有の必要がなくなった個人情報は確実に速やかに消去する。

### 第 5 章 細則の改正

第 11 条 この細則は役員会において、出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。改正の結果は次期総会に報告しなければならない。

- 附則
- この規定は平成16年2月13日より実施する。
  - この規定は平成29年12月2日より実施する。
  - この規定は平成31年4月19日より実施する。
  - この規定は令和4年4月22日より実施する。